

第784回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和4年3月10日(木) 午後1時30分
2. 閉会の日時 令和4年3月10日(木) 午後2時00分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館4階 第1研修室

4. 出席した委員(番号1から14)及び推進委員(番号15から20)の氏名

1	佐々木 和枝	2	立崎 京子	4	川嶋 敏明
5	一戸 実	6	門上 牧夫	7	新堂 政登
8	千葉 準一	9	中村 均	10	北澤 邦彦
11	浦田 秀人	12	種市 廣	13	宮古 久光
14	古田 武信	15	赤沼 成人	16	沼山 英明
17	葛巻 広行	18	田面木 優	20	駒澤 慎

5. 欠席した委員及び推進委員の氏名

3	月館 啓三	19	月館 操
---	-------	----	------

6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

○ 参 与・・・局	長	小島 一人
	次 長	山本 誠
	係 長	小比類巻 浩
○ 会議書記・・・主	事	熊野 健太

7. 議 案
 - 【議案第1号】農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請について
 - 【議案第2号】農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請について
 - 【議案第3号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について
 - 【議案第4号】農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - 【議案第5号】農地転用許可申請に係る意見について
 - 【議案第6号】農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について
 - 【議案第7号】令和4年度三沢市農業委員会事業計画の策定について

議事の概要

事務局

ただ今より、令和4年3月1日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第784回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は13名となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項の規定する定員数には達しているため、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお、欠席となるのは、3番 月館委員 でございます。また、推進委員につきましては、全5名の出席で月館推進委員が欠席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、新堂会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆さんには、御多忙のところ、第784回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、早いもので、本日は令和3年度としては最後の総会となりました。改めて今年度を振り返りましても、やはり新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きかったところであり、大会や行事等も中止となり、例年と異なった年が続きました。

そのような中で、コロナ関係では3回目のワクチン接種が始まっておりますが、全年齢の接種には時間がかかる模様であり、引き続き感染予防に努めなければならない状況であります。

一方、我々の活動等に関しましては、今日現在で、今年度の農業者年金新規加入者は5名となり、目標が達成され、委員の皆様への加入推進活動に対しまして改めて感謝申し上げます。

また、この冬も記録的な大雪に見舞われ、皆様も春に向けての営農準備もあろうかと思いますが、自粛制限が続く中、今しばらく共にご辛抱いただきながら健康に留意され、営農及び委員会活動にご尽力くださるようお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

それでは三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会

長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は新堂会長にお願いいたします。

会 長 それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、1番佐々木 和枝君、9番中村均君を指名いたします。

 参与・書記には、参事兼事務局長ほか職員を任命いたします。

 次に会期の決定を行います。総会の会期は本日一日限りとする
ことに、ご異議ございませんか。

異 議 な し

議 長 ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。
議案審議に入る前に、報告事項がありますので参事兼事務局長から
報告願います。

局 長 それでは2ページをお開き願います。

 報告第1号のうち、初めに2月11日から3月10日までに行いま
した主な業務についてご報告いたします。

 2月25日に、三沢市農政審議会と三沢市農業再生協議会総会が市
役所で開催され会長と私が出席しております。

 2月28日の、県の第71回常設審議委員会は書面決議となりました。

 3月7日に、第784回総会の議案検討会を開催しております。

 本日、第784回総会を開催しております。

 次に、2月の事務処理状況についてご報告いたします。

 3条、権利の移転につきましては、市の関係が1件の1,557平
米でした。

 3条の3第1項、相続の届出は4件で、6万2,340平米でした。

 転用につきましては、4条の案件が1件の3,091平米、5条の
案件が2件の3,495平米でした。

 貸借の解約は5件で、6万3,639平米でした。

内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。

特定農地貸付は1件で、5,692平米でした。

ここまでの合計は13件で、13万1,752平米となっております。

次に、利用権設定等促進事業の利用権設定が50件で、田、23万2,739平米、畑、7万700平米、所有権移転が2件で、田1万1,598平米、畑1万6,872平米でした。

農地中間管理事業につきましては、7年設定が2件で、田が8,346平米、10年設定が2件で、田が6万8,159平米でした。

続きまして、3月11日から4月11日までの主な業務計画についてご説明いたします。

3月11日に、令和3年度女性農業委員会活動推進シンポジウムがWeb配信により開催予定です。

3月23日の、令和3年度県農業会議臨時総会は書面決議の予定です。

4月7日に、第785回総会の議案検討会を予定しております。

4月11日に、第785回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号、農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、字戸崎の田4筆、1万1,758平米で、借り人を変更するため解約を行ったものです。

番号2、字下野の田3筆、8,062平米で、親子間の贈与のため、解約を行ったものです。

番号3、字淋代平の田6筆、1万8,086平米で、借り人の事業規模縮小に伴い、貸し出しを終了するものです。

番号4、字淋代平の田5筆、1万5,175平米で、借り人の変更に伴い、貸し出しを終了するものです。

番号5、字淋代平の田2筆と字戸崎の田1筆の合計、3万7,616平米で、借り人を変更するため解約を行ったものです。

なお、解約前の契約内容は表に記載のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

議長

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから発言することになっておりますのでご協力願います。

それでは議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請を議題とします。

議 長 事務局より説明願います。

事務局 それでは4ページをお開き願います。

議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る要請について、売買の案件に関してご説明します。

利用権設定の種類等は表のとおりであり、件数は1件です。

番号1、字前平の田2筆、2,774㎡を基盤法の売買による所有権移転です。価格は総額300万円、10aあたりで計算すると約108万円になります。場所は深谷集落から南東、約200mにあります。現地確認につきましては川嶋委員、月館委員、沼山推進委員同行のもと、完了しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。

議 長 次に、議案第2号、農用地利用集積計画の作成に係る利用権賃借の要請について議題とします。

議 長 事務局より説明願います。

事務局 それでは5ページをお開き願います。

議案第2号、農用地利用集積計画の作成に係る要請について、賃借の案件に関してご説明します。

利用権設定の種類等は表のとおりであります。今回は詳細な説明は省略させていただきます。

番号1から76まで、字淋代平から字前平までの田と畑192筆、

合計494,327㎡を賃貸借権設定です。場所については別添地図をご覧ください。今回は淋代平地区から字前平地区までの地域が対象となります。

現地確認につきましては川嶋委員、月舘委員、沼山推進委員同行のもと、完了しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め議案第2号は原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。

議 長 次に、議案3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは10ページをお開き願います。

議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

番号1、字堀口の田3筆、20,005㎡を10年間の使用貸借権設定です。場所は日の出集落から北300m程度に位置しています。

番号2、字淋代平の田4筆、9,800㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は三沢市清掃センターから南約500mに位置しています。

番号3、字淋代平の田2筆、5,797㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は三沢市清掃センターから南約500mに位置しています。

番号4、字戸崎の田2筆、17,927㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は根井集落から南東300m、及び三沢市清掃センターから南300mに位置しています。

番号5、字淋代平と庭構田4筆、合計9,160㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は三沢市清掃センターから南約400m、及び川賢庭構農場から南約300mに位置しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に、議案第4号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは11ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。

番号1、字下野の田3筆、合計8,062㎡を、親子間の贈与による所有権移転の申請です。譲受人を審査した結果、経営面積は全て耕作されており、労働力は申請者を含めて2名です。場所は、ファミリーマート浜三沢店から北東に約750mです。周辺農地への影響はないものと考えられます。現地確認については、川嶋委員、月館委員、沼山推進委員同行のもと終了しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は原案の通り許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第5号農地転用許可申請に係る意見について議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは12ページをお開きください。

議案第5号、農地転用許可申請に係る意見についてご説明いたします。今回の申請は5条転用申請となります。番号1について、議案第5号資料と合わせてご覧ください。対象となる土地は、字南山の畑、2筆の2, 989㎡です。場所は、三沢市役所から東へ2.1km、三沢空港から南へ1.1kmに位置し、第二種住居地域に指定されており、周辺は、スーパー、住宅、コンビニ、社会福祉施設等が建ち並ぶ地域です。

譲受人は、六戸町の小売業の会社です。

譲渡人は、三沢市の農家の方です。

権利区分については、20年間の賃貸借権の設定です。

転用目的は、ガソリンスタンドの店舗建築となります。

整備内容はサービス棟やガソリンスタンド屋根部分のキャノピー棟など計6棟の建設で、建築面積合計が356.21㎡となります。

農地区分は、第3種農地であり、原則許可できる場所です。

事業費は、総額2億8920万円で、自己資金と銀行からの融資での対応となります。

周辺農地への対策として、汚水及び雑排水については、下水道に接続し処理する。営業による敷地内油分は、油水分離槽を設置し分離処理したのち、浸透枳にて処理するため、問題ないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。

現地確認については、川嶋委員・月舘委員・沼山推進委員により完了しております。以上であります。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号は、委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長 次に、議案第6号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について議題とします。

議 長 事務局より説明願います。

事務局

それでは13ページをお開きください。

議案第6号、農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてご説明いたします。

始めに、番号1から10までは場所は、字淋代平の細谷工業団地と細谷町内の間にある田で、広域農道よりとなります。

所有者及び面積については、記載されているとおりです。

番号11番から14番までは場所は、字戸崎でループ北側の広域農道の両側の田です。

所有者及び面積については、記載されているとおりです。1番から14番までは、昨年8月実施した農地パトロールの調査において、現況が森林の様相を呈しており、又、周辺の農地と比べ、生産性が著しく低い農地であり復元しても継続利用が難しいことから「再生利用が困難な農地」B分類の判定となりました。

続いて番号15は、場所が字早稲田で、所有者は記載のとおりで、面積は、2505㎡です。土地の現況が山林であるため、再生利用が困難な農地としてB分類の判定となりました。

次に16番から18番までは場所は字淋代平で、広域農道沿いで五川目旧田の北側となります。

所有者及び面積は、記載されているとおりです。この3筆ともに現況が森林となっているため、再生利用が困難な農地としてB分類の判定となりました。

続いて番号19番は、場所は、字下堀、浜三沢集会所、屯所がある東側の道路を挟んで反対側に1筆残っている田です。

所有者については、記載されているとおりで、面積は455㎡です。

現況は、竹藪になっており、再生利用が困難な農地としてB分類の判定となりました。

最後に番号20は場所が花園町5丁目、青葉温泉の南側の畑であり、所有者は記載されているとおりで面積は2,347㎡です。

現況は、ゆるやかな傾斜地で森林となっており、再生利用が困難な農地としてB分類の判定となりました。

現地確認については、川嶋委員、月舘委員、沼山委員により、完了しております。

今月の非農地判定した筆数は20筆、面積合計29,542㎡となりました。以上となります。よろしく申し上げます。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたします。

議 長 次に、議案第7号、令和4年度三沢市農業委員会事業計画の策定について議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは 15ページをお開きください。
議案第7号「令和4年度三沢市農業委員会事業計画の策定について」
ご説明します。別紙の議案第7号資料の事業計画（案）をご覧ください。

先ずは、大見出しのⅠ 基本方針 ですが、記載のとおり事業全体の基本となる方針を示しております。

次に、Ⅱ 重点目標 は7項目です。

- (1) 担い手への農地集積・集約化
- (2) 「人・農地プラン」の実質化に向けた積極的な参画
- (3) 農地中間管理事業の推進（農地中間管理機構との連携）

3項目については、関係機関とともに、地域と話し合いに積極的に参加し、担い手に対して、農地中間管理機構や基盤法の利用権設定の活用を勧め、農地の集積や集約化を推進する。

- (4) 遊休農地の発生防止・解消

農地パトロールの実施し、遊休農地に対し意向調査を実施し遊休農地の解消を推進する。

- (5) 農地転用の適正な指導
- (6) 新規就農者の参入促進
- (7) 農業者年金制度の普及啓発・加入促進

の7項目が重点目標であります。

次に、Ⅲ 会議の開催 についてですが、記載のとおり

- (1) 農業委員会総会
- (2) 農業委員会総会議案検討会
- (3) その他の会議

と区分して、主な会議を示しております。

(1) の令和4年度の総会日程については、お配りした表のとおりとなっております。会場が変更となる場合がございますので、毎月の招集通知でご確認下さい。

次に、IV 活動計画についてですが、年間の主な活動を三つに区分しております。

一つ目は、1 農政関係活動ですが、これは、地域農業の活性化、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図るため、各種事業及び活動を積極的に展開するものであります。

(1) 農地基本台帳の整備・管理

各種の契約、申請、届出及び非農地判定した農地など適正に処理し、農地基本台帳を適正に管理します。

(2) 新規就農者の参入促進

令和4年度の新規参入目標として、経営体数で14経営体、面積で7.0haを掲げております。この新規参入目標経営体数は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき設定したものです（面積はその目標経営体数に下限面積の0.5haを乗じて算出しておりますが、農地法の改正で下限面積要件が廃止されることとなっておりますので、目標面積が変更になる可能性があります。）なお、令和3年度における新規参入につきましては、1経営体となっております。

(3) 家族経営協定の推進

(4) 情報提供活動

記載のとおりアからオまでの情報提供活動を掲げております。

続いて二つ目、2 農地関係活動 ですが、これは、農地の流動化及び有効利用に向けた諸施策を推進し、農地法、農業経営基盤強化促進法及びその他法令等に基づく農地関連事務の適正な執行に努めるものであります。

(1) 担い手への農地集積・集約化

令和4年度の目標面積は、16.2haとしております。

(2) 遊休農地の発生防止・解消

令和4年度の遊休農地解消目標面積は、20haとしております。再生困難な農地についても、非農地判定を進め、遊休農地の解消を進めて参ります。

(3) 農地転用の適正化

資材置場などに使用している農地について、厳格に指導していきま

す。

次に三つ目、3 その他の活動 ですが、

(1) 農業者年金の普及啓発・加入推進

令和4年度の新規加入者目標人数として、昨年と同様、3人を設定しております。因みに、令和3年度の実績見込みは、5人となっております。

(2) 農業青年会議の育成・支援

(3) 研修会等への参加

コロナの状況をみながら、出来るだけ研修に参加していきたいと考えております。

(4) 各種調査の実施・報告

記載されているような関係機関からの依頼による各種調査の実施し、必要な情報収集し公表していきます。

以上が来年度の事業計画でございます。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり承認することに決定いたします。

《全議案終了》

議 長

以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第784回総会を閉会いたします。

皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 番

議事録署名者 番